

第4部 その他の
アーチェリーラウンド

目 次

第4部 その他のアーチェリーラウンド

第30章	その他のアーチェリーラウンド	<u>143</u>
第31章	スキーアーチェリー	<u>144</u>
第32章	ランアーチェリー	<u>144</u>

第4部 その他の アーチェリーラウンド

第30章 その他のアーチェリーラウンド

第401条 (クラブラウンド)

- 1 WA憲章および競技規則32.1「Club Rounds」参照のこと。

第402条 (デュアルマッチラウンド)

- 1 WA憲章および競技規則32.2「The Duel Match Round」参照のこと。

第403条 (フォレストラウンド)

- 1 WA憲章および競技規則32.3「The Forest Round」参照のこと。

第404条 (クラウトアーチェリー)

- 1 WA憲章および競技規則32.4「The Clout Round」参照のこと。

第405条 (フライトアーチェリー)

- 1 WA憲章および競技規則32.5「Flight Shooting」参照のこと。

第406条 (アウトドアラウンド)

- 1 1440ラウンドは、次の各距離から、この順序に従ってそれぞれ36射する。

・キャデット女子 マスター女子 : 60m 50m 40m 30m

・キャデット男子 ジュニア女子 一般女子 マスター男子
: 70m 60m 50m 30m

・ジュニア男子 一般男子 : 90m 70m 50m 30m

この距離は逆の順番で行射することもできる(短い距離から長い距離へ)。

90m、70m、60m(キャデットおよびマスター女子は50m)の距離では122cm標的面を使用し、50m(キャデットおよびマスター女子以外)、40mおよび30mの距離では80cm標的面を使用する。50m、40m、30mの距離では80cm6リング標的面を使用することができる。

- 2 ダブル1440ラウンドは、前項の1440ラウンドを2回、連続して行う。
- 3 900ラウンドは、60、50、40mの各距離で122cm標的面を使用し、各30射する。
- 4 ダブル70mラウンド(リカーブ)は、70mラウンドを2回、連続して行う。

- 5 ダブル50mラウンド（コンパウンド）は、50mラウンドを2回、連続して行う。
- 6 ダブル60mラウンド（リカーブ：キャデットおよびマスター）は、60mラウンドを2回、連続して行う。
- 7 ベアボウダブル50mラウンドは、ベアボウ50mラウンドを2回、連続して行う。

第407条（スタンダードラウンド）

- 1 WA憲章および競技規則32.7「Standard Round」参照のこと。

第408条（インドアラウンド）

- 1 25mラウンドは、60cm標的面または60cm三つ目標的面を使用し、60射する。
- 2 複合ラウンドは、18mラウンドと25mラウンドを1日または2日間で、いずれかのラウンドから開始して連続して行う。

第409条（フィールドラウンド）

- 1 アローヘッドラウンドは、24または48個の標的を使用する2回の完全なフィールドラウンドである。標的までの距離は、第126条1項（9）および（10）に従って設置する。ラウンドはマーク、アンマーク、またはマークおよびアンマークの任意の組み合わせで使用できる。

第31章 スキーアーチェリー

第410条（スキーアーチェリー）

- 1 スキーアーチェリーは、クロスカントリースキーとアーチェリーとの複合競技である。詳細はWA憲章および競技規則33.1～32「Ski-Archery」参照のこと。

第32章 ランアーチェリー

第411条（ランアーチェリー）

- 1 ランアーチェリーは、クロスカントリーランニングとアーチェリーとの複合競技である。詳細はWA憲章および競技規則34.1～3「Run Archery」参照のこと。

第5部 付 則

目 次

第5部 付 則

第33章 付 則

147

第5部 付 則

第33章 付 則

第501条（改正）

本競技規則の改正は、理事会において3分の2以上の同意を必要とする。

第502条（細則）

本競技規則に関する細則は、別に定めることができる。

第503条（施行）

本競技規則は、昭和44年 4月 1日から施行する。

昭和44年 4月 1日	制定施行
(中 略)	
平成 8年10月 1日	改訂増補
平成10年 7月 1日	改訂増補
平成12年 6月18日	改訂増補
平成14年 7月 1日	改訂増補
平成16年 7月 1日	改訂増補
平成18年 8月 1日	改訂増補
平成20年10月 1日	改訂増補
平成22年10月 1日	改訂増補
平成24年10月 1日	改訂増補
平成26年10月 1日	改訂増補
平成28年10月 1日	改訂増補
平成30年10月 1日	改訂増補
令和 2年10月 1日	改訂増補
令和 4年 4月 1日	改訂増補

